

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 5 年 2 月 8 日

愛知県知事 大村 秀章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)
海部郡飛島村大宝字八島 143 番	田	487

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和 5 年 3 月 2 1 日	6 年	総額 1 0, 8 3 6 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号  
公益財団法人愛知県農業振興基金  
理事長 鈴木 才将

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 (亡) 佐藤すま

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局 (津島支局) に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局 (津島支局) において、補償金の還付を受けることができる。